

検討事項整理表

論 点	具体的内容	基本的な考え方や参考事例など
1. 住民投票の対象とする案件について	<p>○住民投票の対象とする事項はどのようなものとするか。</p> <p>○条例の制定改廃を対象案件とするか。</p>	<p>・「草津市自治体基本条例（第28条）」では、『市政に関する重要事項』としている。 → ここでいう「重要事項」とは？</p> <p>① 具体的に列挙する「ポジティブリスト」・・・将来起こりうる事項をすべて列挙できるのか ② すべてを対象とする・・・・・・・・・・ 投票になじまないものも対象とするのか ③ 除外規定を設ける「ネガティブリスト」・・・投票の対象としない案件を挙げ、それ以外の案件を対象とするのか</p> <p>・地方自治法第74条においては、条例制定や改廃の直接請求が規定されており、有権者数の1/50以上の署名を集めることで、市長に対して条例制定や改廃を求めることができる。 → 他の直接請求制度との整合性をどう考えるか。</p>
2. 投票資格者について（「住民」の定義）	<p>○投票資格者（投票請求者）の年齢要件をどうするか。</p>	<p>・20歳以上 ・18歳以上 ・16歳以上 など</p> <p>【20歳以上とする場合の考え方】 ・公職選挙法の規定に基づき20歳以上とする。</p> <p>【18歳以上とする場合の考え方】 ・「児童の権利に関する条約」や「児童福祉法」では、18歳未満を「児童」として定義している。 ・普通自動車免許の取得や深夜労働の従事など、各法律においても、18歳は、政治的な判断や、経済的な自立も可能になる年齢と考えられている。</p> <p>【16歳以上とする場合の考え方】 ・義務教育を修了し、社会人として働くことができる年齢であり、住民投票の対象となる事項は、市の将来を左右する重大な問題のはずであることから、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聴くことが望ましいのではないかと。</p> <p>【備考】 ・2007年に公布された国民投票法では、投票権は18歳以上の者と規定されている。ただし、公職選挙法上の選挙権が18歳以上と改正されるまでは20歳以上の者しか投票できないこととなっている。</p>
	<p>○投票資格者（投票請求者）に外国人を含めるか。</p>	<p>・外国人を含めない（日本国籍を有する者のみ） ・外国人を含める（永住外国人） ・外国人を含める（一定の年数以上定住者） など</p> <p>【外国人を含めない場合の考え方】 ・公職選挙法の規定に基づき日本国籍を有する者に限定する。</p> <p>【外国人を含む場合の考え方】 ・外国人も、現に市内に居住しているのであり、日常生活に影響のある事項について投票する権利を有するとする。 ・外国人を含める場合、永住者や一定の年数以上定住している者など、どこまで対象者を含めるか定める必要がある。</p>
	<p>○発議者と投票者を一致させることについて。</p>	<p>・18歳以上や外国人を住民投票資格者に含めるとした場合、彼らが発議者になれるかどうか。</p>

論 点		具体的内容	基本的な考え方や参考事例など
3. 住民投票の請求に必要な (署名)数について	○住民	「一定数以上の住民」とは・・・ 例) 3分の1、4分の1、5分の1、 6分の1、10分の1、50分の1 など	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が濫用されず、かつ、ハードルの高すぎない要件としてどれだけの署名を必要とするか。 ・常設型の住民投票制度を設けている自治体では、必要な署名数として、3分の1、4分の1、5分の1、6分の1、10分の1などとしているが、明確な基準は見られない。 【参考】 【1/3以上とする考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法における議会の解散請求や議会の議員・長の解職請求に必要な署名数 【1/6以上とする考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併特例法における合併協議会設置請求に必要な署名数 【1/50以上とする考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法に基づく直接請求(条例の制定改廃請求等)では、選挙権を有する者の1/50以上の署名に基づき、議会の議決を経て、住民投票に関する条例が制定され、住民投票が行われる。 → 常設型の住民投票とする以上、地方自治法と同じ条件とするのはいかなものか。
	○議会	「一定数以上の議員」とは・・・ 例) 3分の1、4分の1、6分の1、1 0分の1、12分の1、 など	【参考】 <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第112条の規定では、議案の提出に必要な議員の賛成数は、議員定数の12分の1以上とされているが、常設型の住民投票制度を設けている自治体では、住民投票の請求に必要な議員の数は3分の1、4分の1などとしているが、これも明確な基準は見られない。 【1/12以上とする考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・議会の議員による議案の提案及び議会の議決の規定に準じる。 【1/3、1/4、1/6、1/10以上とする考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票実施の重要性を鑑みて、住民による投票実施の請求のハードルなどを考慮し、議員による議会への提案要件を厳しく設定しているようである。
	○市長	単独で発議できる	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに、自治体基本条例で規定済みである。 (住民発議と市長発議、議員発議の重みの違いを、どう制度設計するか。)
4. 住民投票の形式について	○二者択一式 ○複数選択式 など	<ul style="list-style-type: none"> ・「賛成」「反対」などの二者択一か ・複数の選択肢を設定するか 	<ul style="list-style-type: none"> ・設問や選択肢の設定の仕方によっては、投票結果に大きく差が生じる場合があることから、恣意性を排除した、公平・公正な設問、選択肢を設定する必要がある。
5. 住民投票の実施時期は。 投票運動について	○住民投票を選挙(国政選挙または市政選挙)と同日に実施するのを可能とするか。 ○投票運動についてはどうするか。また、罰則規定は設けるのか。	『実施時期』 <ul style="list-style-type: none"> ・同日を可能とする ・同日を可能としない ・特に規定しない 『投票運動・罰則規定』 <ul style="list-style-type: none"> ・投票運動を規制するか否か ・規制した場合の罰則規定は設けるか否か 	『実施時期』 【同日を可能とする場合の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の負担軽減や経費削減などを理由に可能とする。 【同日を可能としない場合の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・投票資格者が違う場合、投票会場を分ける、あるいは入場者を制限する必要があるなど、混乱を招くおそれがあるので不可能とする。 【備考】 <ul style="list-style-type: none"> ・投票資格者(請求者)が誰であるのかということと密接に関連する。 ・条例上は規定を定めず、同日実施を可能としているところでも、実際には混乱をさけるため同日実施しない方針の自治体も見受けられる。 『投票運動』 <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく住民投票については、公職選挙法の規定が適用されないことから、基本的には自由に投票運動を行

			<p>うことが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に投票運動を自由とする場合で、国政選挙や地方選挙と実施時期を同じとした場合、例えば、公職選挙法で禁止されている選挙運動として行われる戸別訪問が、住民投票における投票運動としては可能であるとすると、混乱を招く可能性もある。 <p>『罰則規定』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（野田市の例） 署名運動期間中の罰則は、地方自治法の条例制定請求権に基づく署名収集に対する罰則と同様の罰則を規定し、署名運動期間以外の住民投票運動期間中の罰則は、公職選挙法に基づく買収関係と同様の罰則を置く、とされている。
6. その他	○投票方法について		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の投票手続きではなく、郵送によるアンケート形式など低コストで民意を確認する方法もある。